

IV 対策

- 1 組織体制
- 2 感染予防・まん延防止対策
- 3 防疫対策
- 4 医療体制の構築
- 5 医薬品等の確保
- 6 ワクチン接種体制の構築
- 7 サーベイランス
- 8 県民生活・経済の安定対策
- 9 関係機関との情報共有
- 10 県民に対する広報
- 11 国・県・関係機関等の役割分担

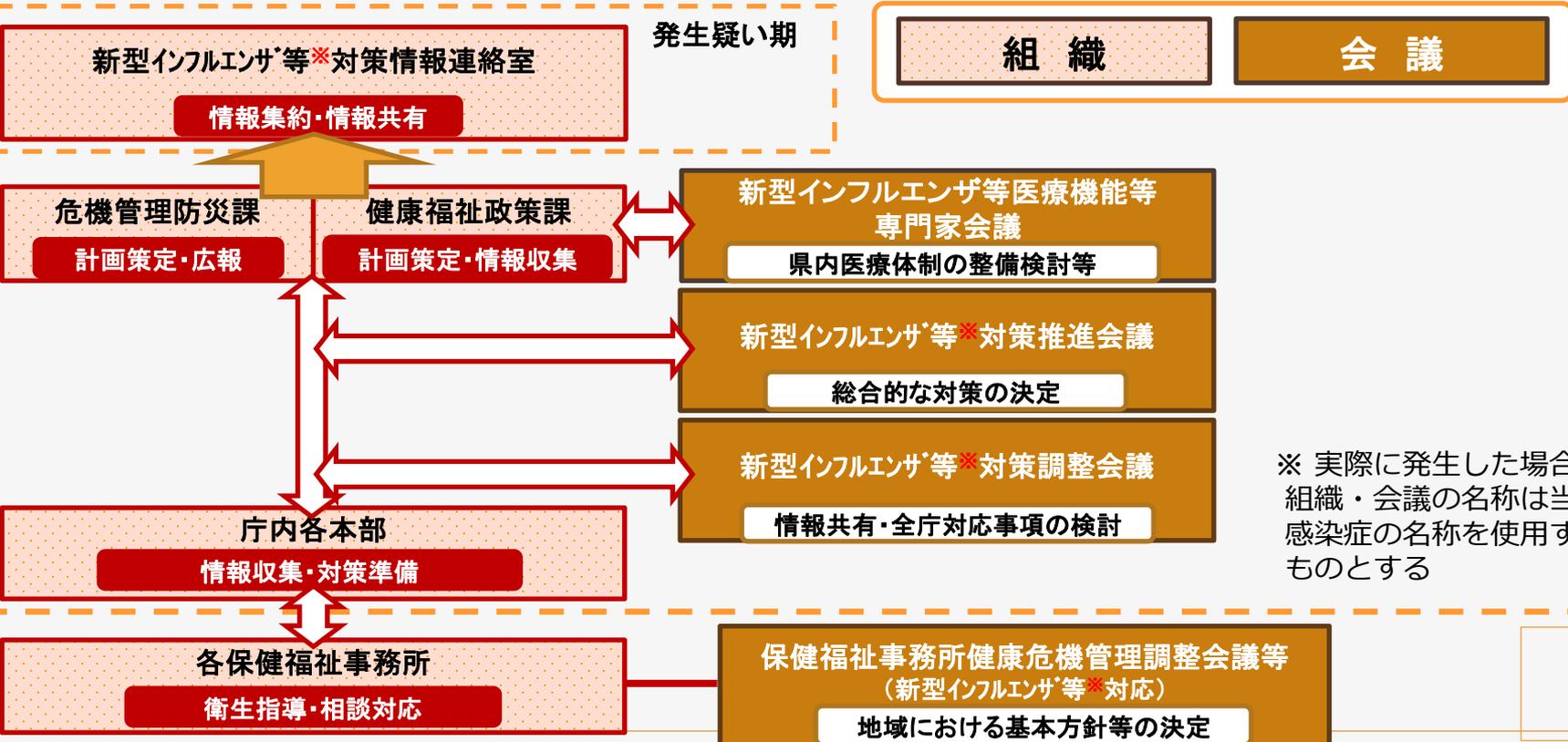


1 組織体制①

発生段階ごとの状況に応じた対策を総合的に推進し、全庁的に迅速かつ円滑に実施できるように組織体制を構築する。

未発生期～発生疑い期の体制

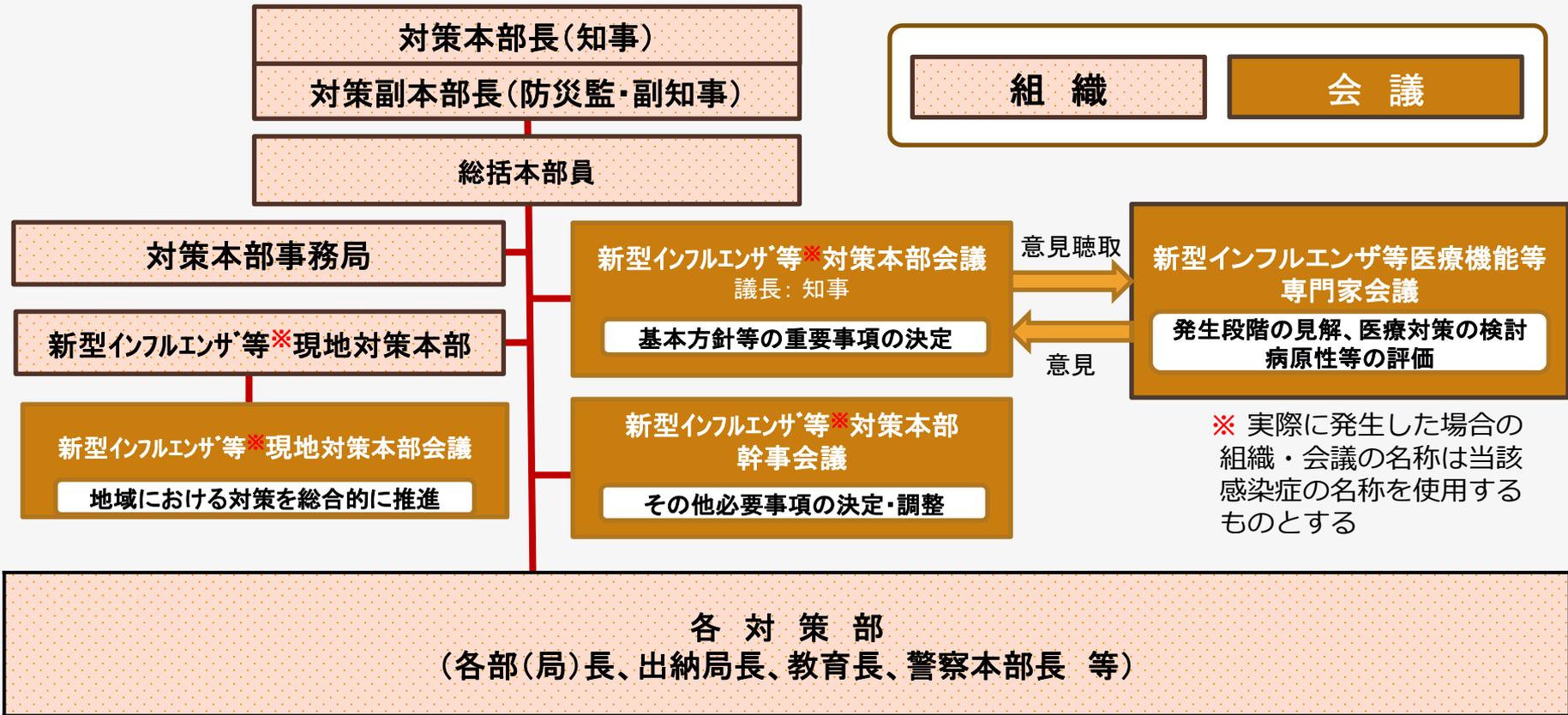
海外において新型インフルエンザ等※発生の疑い情報を覚知した場合、又は対策本部体制解除後に、引き続き情報収集を行う必要がある場合に「新型インフルエンザ等※対策情報連絡室」を設置する。



1 組織体制②

海外発生期以降の体制(対策本部体制)

内閣総理大臣が特措法第15条第1項に基づき、政府対策本部を設置した場合に、直ちに「佐賀県新型インフルエンザ等[※]対策本部」を設置する。



2 感染予防・まん延防止対策①

目的

感染者・患者数を抑制し、医療体制が対応可能な範囲内におさまるようになるために、可能な限り人との接触機会を減らすとともに、手洗い・咳エチケットなどを行う感染予防・まん延防止対策を実施する。

考え方

- 個人レベル、地域・社会レベルの複数の対策を組み合わせて実施する。
- 対策によっては、個人の行動制限や社会経済機能への影響があることを踏まえて、対策の効果と影響を総合的に勘案し、最新の知見に基づく疾患の特性に応じて実施する対策を決定する。
- 可能な限り人との接触機会を減らすよう、住民へ感染対策の実践を促すとともに、多数の者が利用する施設に対し、感染防止措置の実施を勧奨する。
- 全ての事業者に対し、職場における感染対策の実施を勧奨するとともに、感染防止の観点から、一部の事業の縮小についても検討を求める。

2 感染予防・まん延防止対策②

方 策

個人・職場対策

- 発生国及び地域への不要不急の渡航、旅行自粛を要請する。
- 手洗い、咳エチケットなどの感染症に対する感染予防策の周知を徹底する。
- 自らが患者となった場合は、感染を広げないように配慮するといった基本的行動の理解を促進する。
- 職場における感染予防策の徹底と、感染防止の観点からの一部事業の休止・縮小の検討を求める。

緊急事態宣言がされている場合

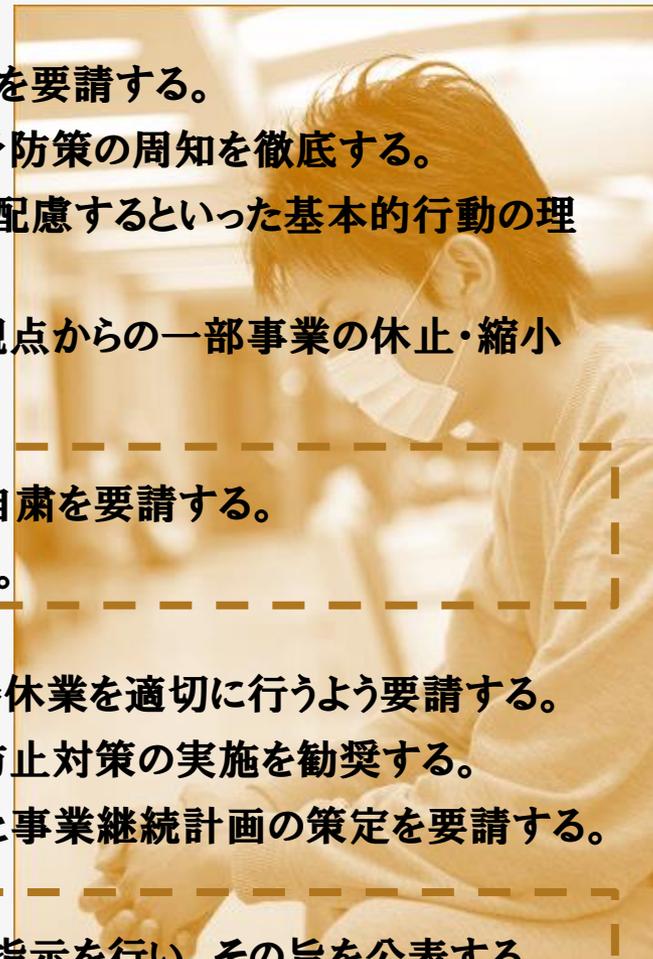
- 期間と区域を定めて、住民への不要不急の外出自粛を要請する。
- 公共交通機関の不要不急の利用抑制を要請する。

地域・社会対策

- 学校設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。
- 多数の者が集まる施設に対し、感染予防・まん延防止対策の実施を勧奨する。
- 公共交通機関の感染予防・まん延防止策の徹底と事業継続計画の策定を要請する。

緊急事態宣言がされている場合

- 学校、保育所等に対し、施設の使用制限の要請・指示を行い、その旨を公表する。
- 感染予防・まん延防止対策の実施勧奨に応じない施設に対し、必要に応じて施設の使用制限の要請・指示を行い、その旨を公表する。



2 感染予防・まん延防止対策③

<発生段階に応じた感染予防・まん延防止対策のモデル>

区分	海外・国内発生期	県内発生早期	県内感染期
個人対策	<ul style="list-style-type: none"> 発生国及び地域への不要不急の渡航、旅行自粛要請 	<ul style="list-style-type: none"> 発生国及び地域への不要不急の渡航、旅行自粛要請 手洗い、咳エチケットなどの感染症に対する感染予防策の周知徹底 自らが患者となった場合は、感染を広げないように配慮するといった基本的行動の理解促進 職場における感染予防策の徹底と、感染防止の観点からの一部事業の休止・縮小の検討勧奨 	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への不要不急の外出自粛要請 公共交通機関の不要不急の利用抑制要請
地域・社会対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への事業継続計画の対応準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> 学校設置者に対し、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう要請 多数の者が集まる施設に対し、感染対策の実施勧奨 公共交通機関の感染予防・まん延防止策の徹底と事業継続計画の実施要請 	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、保育所等に対し、施設の使用制限の要請・指示・公表 感染対策の実施勧奨に応じない施設に対し、必要に応じて施設の使用制限の要請・指示・公表

3 防疫対策①

目的

県内患者の発生、感染拡大のスピードをできる限り遅くするため、疫学調査や濃厚接触者の健康監視等の防疫対策を実施する。

考え方

- 防疫対策は、発生した新型インフルエンザ等の疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能と考えられることから、発生早期に可能な限り感染拡大のスピードを遅くし患者数を低い水準に抑えるために実施する。
- 検疫所と連携し、健康監視を確実に実施する。
- 健康監視者の中から発症者が確認されたら、新たに接触者を増やさない環境（感染症指定医療機関等）で医療を実施する。
- 患者の接触者を確実に把握する。
- 濃厚接触者については、自宅待機や予防投与などを積極的に実施することで、感染を予防し、感染拡大のスピードを遅くし患者数を低い水準に抑える。

3 防疫対策②

方 策

- 健康監視を一定期間、保健福祉事務所が定期的を実施する。
- 発症疑いの患者については、第一種・第二種感染症指定医療機関で診療し、感染が確認された場合、「入院勧告」を実施する。
- 患者の行動調査、疫学調査を実施し、感染源、感染経路を特定し、接触者の把握を確実に実施する。
- 患者の同居者等の接触者に対し、必要に応じ、積極的疫学調査、健康診断、健康観察及び外出自粛要請を行う。
- 治療薬が存在し、予防投与が有効である場合は、患者の同居者等の接触者に対し、潜伏期間を考慮した期間の予防投与を実施するとともに、必要な場所の消毒を実施する。
- 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県内感染期）になった場合、入院勧告、疫学調査、濃厚接触者に対する積極的感染予防措置を中止する。
- 防疫対策に必要な感染防止対策資器材（個人防護服等）の備蓄を行う。

4 医療提供体制の構築①

目的

新型インフルエンザ等の患者が適切な医療(治療、検査)を受けられるようにするため、疾患の特性及び流行規模に応じた外来・入院・投薬体制を構築する。

考え方

- 疾患の特性(病原性、感染性等)に応じた医療体制を構築する。
- 全ての医療機関において、その特性や規模に応じた診療継続計画を作成するよう要請し、県内感染期に備えた医療を確保する。
- 国内発生早期から県内発生早期までは、患者を集約し、感染拡大のスピードをできるだけ遅くすることを目的に集中型医療を実施する。
- 県内感染期以降においては、発生患者の規模や地域の医療資源に応じて医療体制を構築し、集中型医療で対応困難な場合は、速やかに全医療機関・薬局対応へ移行する。

4 医療提供体制の構築②

方 策

国内発生早期から県内発生早期

- 第一種・第二種感染症指定医療機関を中心とした集中型医療で対応する。また、「帰国者・接触者外来」「新型インフルエンザ等対応薬局」により、来院による感染拡大を防止する。
- 患者が増えた場合、上記に入院協力医療機関を加えた集中型医療で対応するよう要請する。

県内感染期

- 患者数及び疾患の特性に応じて医療体制を構築し、集中型医療で対応困難な場合は、速やかに一般医療体制（通常、感染症の診療を行う全ての一般医療機関・薬局対応）へ移行するよう要請する。
 - 重症患者については、外来受診や入院する医療機関を診療科別及び重症度別に定めた「診療科別重症度別医療体制」での対応を基本とする。
 - 在宅で療養する患者に対し、外来診療機関の負荷の軽減、院内感染防止のため、医療機関に対し、「電話診療」を行うよう要請する。
- 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

緊急事態宣言がされている場合

- 国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、医療機関における定員超過入院等を要請するほか、臨時の医療施設を設置を検討する。
- 臨時医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下、「土地等」という。）を使用する必要がある場合は、原則所有者の同意を得てその土地等を使用する。

4 医療提供体制の構築③

<医療・投薬体制(外来)モデル>

区 分	海外発生期・国内発生早期	県内発生早期	県内感染期
医療対策 (外来)	第一種・第二種感染症指定医療機関の帰国者・接触者外来で対応	第一種・第二種感染症指定医療機関の帰国者・接触者外来で対応 新型インフルエンザ等対応薬局 ※病状の程度が季節性インフルエンザと同等あるいは低いと認められる場合は、全医療機関・薬局対応を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種・第二種感染症指定医療機関+入院協力医療機関・新型インフルエンザ等対応薬局 ・新型インフルエンザ等専用外来で対応 ・時間外診療の拡充 ・全医療機関・薬局での対応 ・患者数に応じて電話診療 ・重症者については、外来も「診療科別重症度別医療体制」で対応 上記項目から患者の発生状況や疾患の特性に応じて対策を選択する。 ※医療機関の感染症医療に関する理解や体制が整った段階、又は病状の程度が季節性インフルエンザと同等あるいは低いと認められた場合は、全医療機関・薬局対応を検討

緊急事態宣言時

- ・臨時の医療施設（外来）の設置を検討

4 医療提供体制の構築④

<医療・投薬体制(入院)モデル>

区 分	海外発生期・国内発生早期	県内発生早期	県内感染期
<p>医療対策 (入院)</p>	<p>第一種・第二種感染症指定医療機関</p>	<p>第一種・第二種感染症指定医療機関</p> <p>※病状の程度が季節性インフルエンザと同等あるいは低いと認められる場合は、全有床医療機関での対応を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種・第二種感染症指定医療機関+入院協力医療機関 ・入院可能な医療機関の追加を要請 ・定員超過入院の実施 ・重症者については、「診療科別重症度別医療体制」で対応 ・病床転院体制 ・全有床医療機関での対応 <p>上記項目から患者の発生状況や疾患の特性に応じて対策を選択する。</p> <p>※医療機関の感染症医療に関する理解や体制が整った段階、又は病状の程度が季節性インフルエンザと同等あるいは低いと認められた場合は、全有床医療機関での対応を検討</p>
<p>緊急事態宣言時</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の医療施設(入院)の設置を検討

5 医薬品等の確保

目的

医薬品等の流通体制を構築するとともに医療資器材を確保することで、県民に対して迅速かつ確実に治療、検査等が実施できるようにする。

考え方

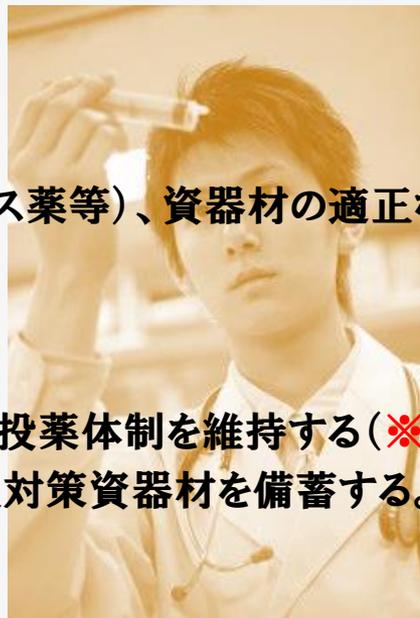
- 関係機関と協力し、医薬品等の適正な流通を確保する。
- 備蓄する医薬品等は、適切な管理、放出体制を構築する。
- 医療従事者の感染防止策及び院内感染防止対策を講じる。

方策

- 流行の規模により不足が予測される医薬品（抗インフルエンザウイルス薬等）、資器材の適正な流通を確保する。
- 備蓄する治療薬、資器材の適切な放出時期を管理する。
- ワクチンの適正な確保及び供給を実施する。（※）
- ワクチン接種、予防投薬により医療従事者を感染から保護し、医療、投薬体制を維持する（※）
- 院内感染防止対策等を支援するため、医療従事者等用の感染防止対策資器材を備蓄する。（※）
ワクチンが有効な感染症の場合

緊急事態宣言がされている場合

- 必要な医薬品等について、それらを取り扱う事業者に対し売り渡しを要請し、また緊急に必要な場合は、その保管を命ずる。



6 ワクチン接種体制の構築

目的

県民の健康被害を最小限にとどめるため、特定接種及び住民への予防接種を円滑に実施できるよう政府および市町の接種体制の構築に協力する。

考え方

- 医療機関や医薬品卸売業等における在庫状況を把握する体制を整備する。
- ワクチン接種が円滑に実施できるようワクチンの流通体制を整備する。
- 対策に従事する県職員に対し本人の同意を得たうえで特定接種を行う。

方策

【特定接種】

- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員を対象とした集団的接種体制を構築する。
- 予防接種を行うため、必要があると認めるときは、医療関係者に対して協力要請等を行う。
- 登録事業者の接種体制整備及び予防接種実施について、担当省庁等が行う支援に協力する。

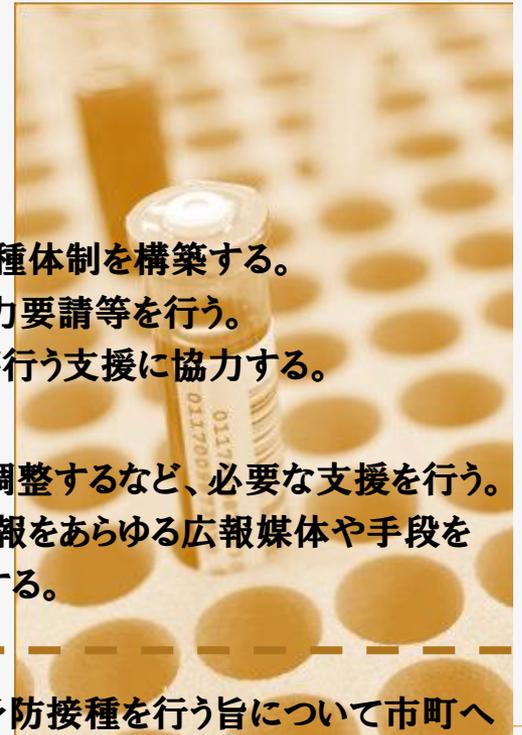
【住民への予防接種】

- 医師会、関係事業者等の協力を得て、市町が進める接種体制の構築を調整するなど、必要な支援を行う。
- 具体的な接種スケジュールや接種場所、ワクチンの有効性等に関する情報をあらゆる広報媒体や手段を活用して周知を行うとともに、問い合わせに対しコールセンター等で対応する。

緊急事態宣言がされている場合

- 予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として、住民への予防接種を行う旨について市町へ情報提供する。

※緊急事態宣言がされていない場合：予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として実施。



7 サーベイランス

目的

新型インフルエンザ等の発生を早期に探知し、状況を確実かつリアルタイムに把握するとともに、流行状況の予測を行い、効果的な対策に結びつける。

考え方

- 複数のサーベイランス等を組み合わせることで、早期に予兆を探知する。
- 発生状況、病原体の変化等を迅速に探知する。
- 感染症発生状況を関係機関、県民等に迅速かつ確実に情報提供できるようにする。
- サーベイランスで得られた情報については、各種対策の実施判断の目安等に活用する。

方策

- サーベイランス(感染症発生動向調査、入院サーベイランス、施設別発生状況報告、薬局サーベイランス、学校欠席者情報収集システム等)を平時から実施するとともに、新型インフルエンザ等発生時は、患者の全数把握の実施等、情報収集体制を強化する。
- 発生状況について、あらゆる広報媒体や手段を活用し情報を提供する。

8 県民生活・経済活動の安定対策①

目的

新型インフルエンザ等が発生すると、多くの県民が罹患することにより、社会機能が低下し、県民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民の社会生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、社会機能の維持に関する対策を実施する。

考え方

- 社会機能の維持のために、事業所における欠勤者を減らすよう、手洗いなどの感染予防策を強く勧奨する。
- 関係医療機関及び医療関係団体等、電気・ガス・運輸等の公益的な事業を営む法人が主体的に新型インフルエンザ等対策を実施するよう、指定(地方)公共機関に指定する。
- 可能な限り社会機能が維持されるよう、市町や指定(地方)公共機関、登録事業者等に対し、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を勧奨するとともに、緊急事態時において、事業活動の継続を要請、指示及び支援する。

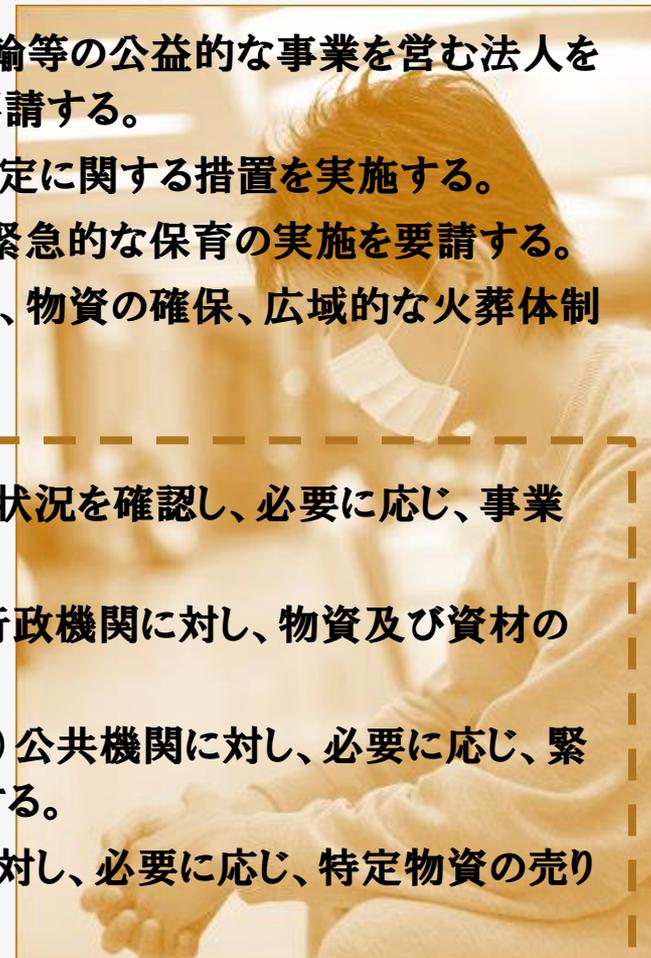
8 県民生活・経済活動の安定対策②

方策

- 関係医療機関及び医療関係団体等、電気・ガス・運輸等の公益的な事業を営む法人を指定(地方)公共機関に指定し、業務計画の策定を要請する。
- 食料品、生活必需品等の物価監視を行い、価格の安定に関する措置を実施する。
- 市町に対し、医療、ライフライン従事者の乳幼児等の緊急的な保育の実施を要請する。
- 市町に対し、火葬処理機能の維持を要請するとともに、物資の確保、広域的な火葬体制の構築などにより、市町の業務継続を支援する。

緊急事態宣言がされている場合

- 指定(地方)公共機関および登録事業者の事業継続状況を確認し、必要に応じ、事業活動の継続を指示・要請する。
- 備蓄物資及び資材が不足する場合に、指定(地方)行政機関に対し、物資及び資材の供給を要請する。
- 運送事業者・医薬品等販売事業者である指定(地方)公共機関に対し、必要に応じ、緊急物資や医薬品又は医療機器の運送・配送を要請する。
- 医薬品、食品等の特定物資の生産・販売等の業者に対し、必要に応じ、特定物資の売り渡しを要請する。
- 火葬場が火葬を行うことが困難な場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するために、県において埋葬又は火葬を行う。



8 県民生活・経済活動の安定対策③

<発生段階に応じた県民生活・経済の安定対策のモデル>

区分	海外・国内発生期	県内発生早期	県内感染期
<p>県民生活・ 経済活動の 安定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への事業継続計画の対応準備要請 指定（地方）公共機関および登録事業者の事業継続状況の確認 火葬処理機能の維持のための物資の備蓄、広域的な火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指定（地方）公共機関および登録事業者の事業継続状況の確認 必要に応じ、事業の継続及び新型インフルエンザ等対策の実施要請 食料品、生活必需品等の物価監視及び価格の安定に関する措置の実施 市町に対し、医療、ライフライン従事者の乳幼児等の緊急的な保育の実施要請 市町に対し、火葬処理機能の維持を要請するとともに、物資の確保、広域的な火葬体制の構築などにより、市町の業務継続を支援 	<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資及び資材が不足する場合に、指定（地方）行政機関に対し、物資及び資材の供給を要請 運送事業者・医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、必要に応じ、緊急物資や医薬品又は医療機器の運送・配送を要請 医薬品、食品等の特定物資の生産・販売等の業者に対し、必要に応じ、特定物資の売り渡しを要請 火葬場が火葬を行うことが困難な場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するために、県において埋葬又は火葬を行う

9 関係機関との情報共有①

目的

地域における対策の現場で情報が錯綜し、対応に混乱が生じないようにするため、市町や医師会その他の関係機関等と緊密な連携を図り、迅速な情報の共有に努める。

なお、情報共有の際には個人情報保護に配慮する。

市町、関係機関との情報共有

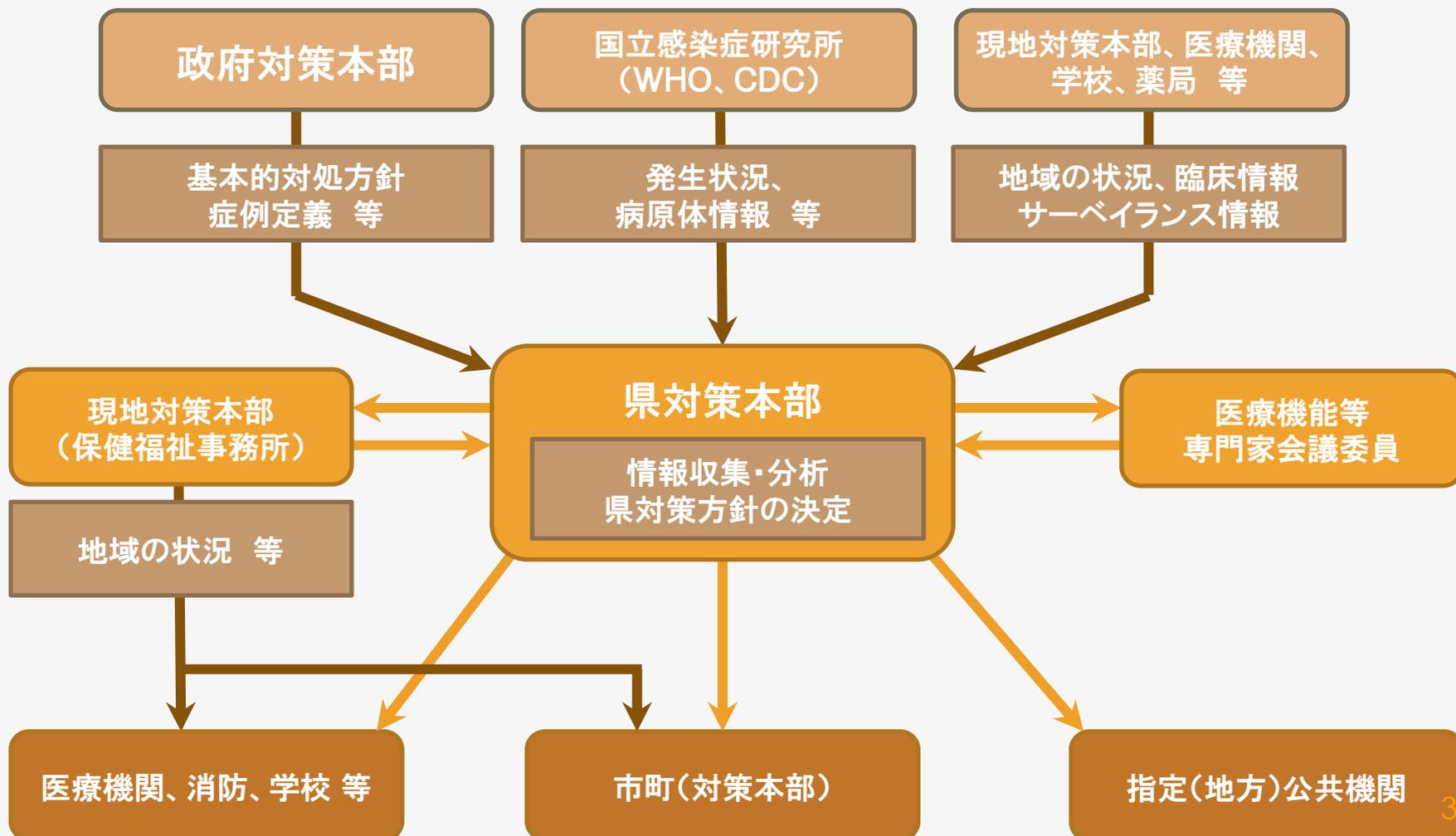
- 発生状況とその対策等、国・県の公表内容に関する情報を提供するとともに、市町等関係機関における発生状況とその対策等の情報を収集する。
- 感染拡大抑制のため必要な場合は患者情報を共有する。
- 海外発生期の段階で、市町の責任者とのホットライン(電話・メール等)を確保する。

医療機関等との情報共有

- 国等からの症例定義、通知等を分かりやすく迅速に医療機関、薬局等と情報共有する。
- 県内発生早期においては、「医療機能等専門家会議」委員とのホットライン(電話・メール等)を確保する。

9 関係機関との情報共有②

関係機関との情報共有の基本的な流れ



10 県民に対する広報①

目的

県民一人ひとりの新型インフルエンザ等に対する正しい知識に基づく適切な行動により、各種対策の効果が確実なものとなるようにするため、正確な情報を迅速にあらゆる手段を活用して提供する。

考え方

- 県民の理解と協力を得るために、求められている情報を分かりやすく広報する。
- 県内発生後は、情報を毎日定時に提供することで県民に安心感を与える。
- 高齢者、障害者、在留外国人、旅行者といった情報弱者に配慮する。
- 情報は原則公開とする。ただし、感染者・感染地域への不要な憶測や誹謗中傷が発生しないように感染者個人および関連地域に関する情報の公表については慎重に対応する。
- 報道機関に対して、未発生期から新型インフルエンザ等に関する理解醸成を行うことにより、発生時において情報を正しく的確に報道してもらうとともに、人権侵害を未然に防止する。
- 「感染者への興味」から「感染症の理解」へ県民の意識を高める。

10 県民に対する広報②

方 策

未発生期の情報発信

- 未発生時から感染症及びその対応への理解を深めるためのキャンペーン等を実施する。
- 海外発生期においては、海外の情報を県民に提供する。

県内発生後の情報発信

- 発生状況や感染予防対策等の内容について定時に記者会見を実施し、節目にはトップによるメッセージを発信する。
- 県民が接する機会の多い広報媒体や手段を活用し、広報する。
- 市町と役割分担し、Q&Aの共有など連携して広報する。

緊急事態宣言がされている場合

- 不要不急の外出自粛、施設の使用制限、住民予防接種の実施に関する情報を広報する。

県民の相談対応

- コールセンターを設置し、渡航者、接触者のトリアージと、一般相談を一元的に対応する。
- 一般相談の内容を集計、分析し、情報提供に反映する。

10 県民に対する広報③

<発生段階に応じた広報のモデル>

区分	海外発生期・国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
県民 広報	<ul style="list-style-type: none"> 受診方法、自宅療養方法 感染予防策（個人レベル、集団レベル） 感染拡大抑制対策 コールセンター 食料品等の備蓄の勧奨 流行時に事業者のサービス提供水準が低下する可能性の周知 		<ul style="list-style-type: none"> 受診方法、自宅療養方法 感染予防策（個人レベル、集団レベル） 感染拡大抑制対策 コールセンター 安易な夜間・休日の受診の抑制 安易な救急車利用の抑制 陰性証明、治癒証明を得るための受診の抑制 食料品等の流通に関する情報 ごみの排出抑制 公共交通機関の利用抑制 事業者のサービス提供水準低下の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 受診方法、自宅療養方法の周知 感染予防策（個人レベル、集団レベル）の周知 第2波に備え、食料・生活必需品の備蓄の勧奨
			<p>緊急事態宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛要請 施設の使用制限の要請・指示対象施設に関する情報 住民予防接種に関する情報 	

10 県民に対する広報④

<発生段階に応じたコールセンターのモデル>

区分	未発生期・発生疑い期	海外発生期・国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
コールセンター	<ul style="list-style-type: none">・各地域のコールセンターの電話回線増設・職員の事前登録と研修の実施及びマニュアルの整備・市町へ電話相談窓口設置準備要請	<ul style="list-style-type: none">・コールセンターの設置・運営開始・市町へ電話相談窓口設置・運営要請	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じ体制を強化・一般相談内容の集計・分析・市町との情報共有	<ul style="list-style-type: none">・コールセンターの縮小	

11 国・県・関係機関等の役割分担①

効果的に新型インフルエンザ等対策を実施するために、国、県、市町、指定（地方）公共機関、登録事業者、企業、住民の分担を明確化する。

まん延防止対策

… 緊急事態措置

国

- ・ 対策の普及・周知
- ・ 感染症危険情報の発出
- ・ 学校等休業対策の実施目安の明示 など

県

- ・ 対策の普及・周知
- ・ 感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応
- ・ 学校休業等の実施要請 など
- ・ 不要不急の外出自粛要請
- ・ 施設の使用制限の要請、指示

市町

- ・ 対策の普及・周知
- ・ 国、県の要請に応じ、適宜協力

指定(地方)公共機関

- ・ 【鉄道事業者等】 旅客、貨物の適切な運送

その他企業

- ・ 事業の一部縮小の実施 など
- ・ 【集客施設等】 感染防止措置の徹底及び休業要請への対応

一般住民

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報入手
- ・ マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染対策の実践
- ・ 生活の維持に不可欠な場合を除く、不要不急の外出自粛
- ・ 平時の食料等備蓄 など

11 国・県・関係機関等の役割分担②

医療対策

… 緊急事態措置

国

- ・ 症例定義の作成と周知
- ・ 診断、治療に資する情報の提供
- ・ 感染研における検査体制の確立 など

県

- ・ 地域医療体制の構築
 - ・ コールセンターの設置
 - ・ PCR等の確定検査の実施
 - ・ 医療の実施要請 など
- ・ 医療機関不足時の臨時医療施設の開設、それに伴う土地等の使用
 - ・ 医薬品等の売り渡し、及び流通の要請等

市町

- ・ 市町立医療機関における診療の継続
- ・ 在宅療養患者への支援 など

指定(地方)公共機関 登録事業者

- ・ 【医療関係団体】 患者増加時の一般医療機関への診療移行支援
 - ・ 【医療機関】 県の要請する医療の実施要請への協力
 - ・ 【医療機関】 院内感染対策の実施、 など
- ・ 【医療機関】 臨時医療施設への医師等の派遣
 - ・ 【医薬品製造業者等】 医薬品等の売り渡し、及び流通への協力

一般住民

- ・ 新型インフルエンザ等への感染が疑われる症状がある場合のコールセンターへの連絡

11 国・県・関係機関等の役割分担③

防疫対策

国

- ・ 検疫強化、停留施設の確保
- ・ 在外邦人支援
- ・ 航空、船舶会社の運行自粛要請
- ・ 渡航自粛の呼びかけ など

県

- ・ 健康監視体制の整備、実施 など

指定公共機関

- ・ 【航空事業者】 在外邦人の帰国支援
- ・ 【空港管理者】 検疫実施への協力

抗インフルエンザウイルス薬及び医療用資機材の確保

… 緊急事態措置

国

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通指導 など

県

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬及び医療用資器材の備蓄・供給
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の使用、在庫状況の把握

- ・ 医薬品等の売り渡し、及び流通の要請等

指定(地方)公共機関

- ・ 【医薬品卸事業者】 在庫状況の把握、備蓄放出への協力
- ・ 【医薬品卸事業者】 医療機関等の発注対応
- ・ 【医薬品製造業者等】 医薬品等の売り渡し、及び流通への協力

11 国・県・関係機関等の役割分担④

予防接種対策

… 緊急事態措置

国

- ・ ワクチンの研究開発促進
- ・ ワクチン原液の製造・備蓄
- ・ 事業者の特定接種登録
- ・ 特定接種の実施
- ・ 特定接種、住民接種時の接種順位等具体的運用の決定 など

県

- ・ ワクチン流通体制の整備
- ・ 県職員への特定接種の実施
- ・ 住民接種に関する市町への技術的支援、接種体制構築への協力

市町

- ・ 市町職員への特定接種の実施
- ・ 住民接種の接種体制整備
- ・ 住民接種の集団的接種の実施（住民の努力義務なし）
- ・ 住民接種の集団的接種の実施（住民の努力義務あり）

指定(地方)公共機関

- ・ 【医薬品製造販売業者】 ワクチン等の全国的・安定的な供給
- ・ 【医薬品卸事業者】 ワクチン流通体制の整備協力
- ・ 【医療関係団体】 住民接種体制構築への協力

登録事業者

- ・ 特定接種の登録申請
- ・ 特定接種の実施

一般住民

- ・ 市町の実施する集団的接種への協力

11 国・県・関係機関等の役割分担⑤

国民生活・国民経済の安定確保

… 緊急事態措置

国

- ・ 国民への注意喚起
- ・ コールセンターの設置 など

県

- ・ 近隣県との連携を含めた火葬体制の整備
 - ・ 道路等のインフラの維持管理の継続
 - ・ コールセンターの設置
 - ・ 生活関連物資等の価格の安定 など
- ・ 物資の運送等、売り渡し要請および収用

市町

- ・ 水道、ごみ、し尿処理、公共交通機関等のインフラ事業の継続
- ・ 住民に対する食料品の確保、配分、配布
- ・ 要援護者の生活支援
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備 など

指定(地方)公共機関
登録事業者

- ・ 【石油事業者】 L P ガス、石油製品の供給
 - ・ 【小売業者】 食料品・生活必需品の販売 など
- ・ 【電気・ガス事業者】 電気、ガスの安定的な供給
 - ・ 【運送・通信・郵便事業者】 運送、通信、郵便の確保

一般住民

- ・ サービス水準低下への理解
- ・ 発生時の食料等買占め自粛 など